

会議録

| | |
|---|--|
| 会議の名称 | 平成27年度第6回行財政改革推進委員会 |
| 開催日時 | 平成27年12月22日（火曜日） 午前9時から11時まで |
| 開催場所 | 田無庁舎3階 庁議室 |
| 出席者 | 委員：横道清孝委員長、原田久副委員長、伊藤俊介委員、鈴木文彦委員、田中巖委員、渡辺文子委員 事務局：飯島企画部長、小関企画部参与兼企画政策課長、萱野企画部参与兼財政課長、南企画部主幹、直井企画政策課主査、近藤企画政策課主査、神保企画政策課主査、坂庭企画政策課主任、昆野財政課係長、門倉財政課主査 |
| 欠席者 | 中村良二委員、牧野美佐子委員 |
| 議題 | 議題1 公共施設等総合管理計画について 議題2 平成26年度決算の概要について 議題3 その他 |
| 会議資料の名称 | 資料1 西東京市公共施設等総合管理計画 公共施設等マネジメント基本方針 資料2 「公共施設の適正配置等に関する基本計画」の改定について 資料3 施設用途ごとの現状分析・見直しの方向性 資料4 西東京市財政白書（平成26年度決算版） |
| 記録方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| <p>○横道委員長： 定刻となりましたので、平成27年度第6回行財政改革推進委員会を開催いたします。本日の議題は3点、「公共施設等総合管理計画について」、「平成26年度決算の概要」、「その他」となっています。</p> <p>議題1 公共施設等総合管理計画について</p> <p>○横道委員長： それでは議題1「公共施設等総合管理計画について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>○事務局： ・資料1、資料2、資料3に沿って説明</p> <p>○横道委員長： これまで委員会で議論を進めてきた「西東京市公共施設等総合管理計画 公共施設等マネジメント基本方針」について、行財政改革推進本部にて資料1のとおり決定されたとのこと。今後、個別施設計画である「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を改定するに当たり、見直しの方向性等について説明がありました。 これを踏まえ、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>○田中委員：</p> | |

「公共施設等総合管理計画」が全体計画としてあり、今回、策定した「公共施設等マネジメント基本方針」は、総合管理計画の基本的な方針を示す基本計画にあたるもので、施設ごとの個別計画については、市がこれまで取り組んできた計画を継承する形で改定を行い、総合管理計画の中に位置づけていくという理解でよろしいですか。

○横道委員長：

その理解でよろしいと思います。

○事務局：

今回策定した基本方針は、あくまでも全体方針の部分です。今後、庁舎をはじめとするそれぞれの施設分野の方向性について従来の基本計画を改定して位置づけ、基本方針と基本計画を合せて総合管理計画とするイメージです。市としては、公共施設の適正配置に関するこれまでの取組を進めるとともに、時期を見て基本計画を改定する必要もありましたので、国からの要請を受けて、これまでの基本方針・基本計画に適正管理の視点を加え、総合管理計画として策定することとし、策定に当たっては1つの計画ではなく複数の計画を合わせた分冊型とすることとしています。

○田中委員：

そうしますと、資料2の2の「公共施設の適正配置に関する基本計画」の改定の必要性の部分は、これまでの市の取組や総合管理計画策定の背景等、もっと詳細に記述する必要があると思います。

○事務局：

この記述は、基本計画に記述する内容ということではなく、本日、基本計画の見直しの方向性について、ご議論いただくため、委員の皆様これまでの経緯と、改定の必要性について、簡単にまとめたものです。

○横道委員長：

基本計画の改定に当たっては、これまでの経過等も含めて記述することとし、今回は、具体的な見直しの方向性等について、ご意見をいただきたいと思います。

○伊藤委員：

資料3について、1「施設種別ごとの見直しの指標」では市民ニーズの分析が含まれていますが、2「ハード（施設劣化状況）とソフト（利用・運用状況）の分析」、3「図プロット位置による結果の解釈」の項目では、現状分析、見直しの方向性の視点として、施設管理の効率の部分の比重が大きく、市民ニーズとのすり合わせについての記述が無いのが気になります。特にソフト分析において利用状況が指標に含まれる場合、「利用状況は良くないがニーズは高い施設」や「利用人数は少ないが公的に提供すべき施設」もありますので、利用状況を指標とする場合には注意が必要です。関連して、利用状況が低い場合に、単純にニーズが無いと捉えるのではなく、サービス内容がニーズに合っていない場合や施設の立地等の問題で、ニーズに対して適切にサービスが提供できていないといった要因も考える必要があります。ハード、ソフトの分析においては建物の劣化や利用・運用状況の視点以外に「サービスの中身がニーズと合っているか」という視点と「施設の立地や配置が適正か」という視点を含めていただきたいと思います。プロ

ット図においても市民ニーズの有無を加えた分析が必要になると思いますが、目標値である公共施設の総延床面積の10パーセント削減を考えると、公共施設に関する抜本的な見直しとなりますので、こうした視点を取り入れていただきたいと思います。

○鈴木委員：

同じく資料3について、最終的に市民の皆様には説明する際には、わかりやすさも重要なのでハードとソフトの分析は良いと思います。ただし、ソフトに関して内部で整理する場合に、例えば図書館において単に利用率が高ければ良いということであれば、民間に任せれば良いということになりますが、公共が提供するサービスには社会的な教育や普遍的な価値といったものもあり、ソフトの品質に含まれると考えます。また、利用者アンケートを取る際には、対象者が特定の利用者に偏る場合がありますので、注意する必要があります。サービスの提供がなくなった場合に、困る人がどの程度いるのかといった視点で考えることも重要です。また、施設の行政コストに関して、例えば図書館では、本1冊の貸出しに係るコストを定量化することによりソフトの品質が見えてきます。資料3をまとめると、ハード・ソフト分析の目的は、施設の優先順位付けを行うことで、制約条件としては債務償還可能年数等の財政指標があり、優先順位付けにあたっては目標を定める必要があります。1点確認しておきたいのですが、基本方針において、10パーセントの総量削減の目標値の考え方が3点示されていて、1点目は施設の需要という視点で世代別の人口の推移を見ています。2点目は財源の視点で生産年齢人口を見ており有効な視点だと思います。3点目の、合併以降、施設保有量が約13パーセント増加したことについては、どのような視点でこの考え方を取り入れたのか、教えていただきたいと思います。

○横道委員長：

西東京市では、「合併は最大の行財政改革である」を旗印に合併を進めてきましたが、職員の削減は進んだものの、施設については「新市建設計画」に基づく新しいまちづくりを優先し、合併特例債等を活用した新規施設の建設や既存施設の建替え・大規模改修等を進めた結果、施設の面積は増加しています。財政状況が厳しい中では、合併時点の施設保有量まで戻していきたいということです。

○鈴木委員：

合併時点においても、サービスが悪かったというわけではなく、充実してきたと思いますので、10パーセント削減したとしても合併時点のサービス水準は維持されるということで、説得力はあると思います。もう1点、「みんなで考えよう！西東京市の公共施設」について、今後の参考として紹介しますが、庁舎を銀行に例えると、本部と本店と事務センターの3つがあり、本部と事務センターは統合すべきもので、本店はいくつかの地域に分散したほうが利便性は高くなります。市庁舎を考える場合にも銀行に例えて、本部なのか本店なのか事務センターなのか、ミドル、フロント、バックという組織の3機能に着目・整理し、今後の参考にすると良いのではないかと思います。

○渡辺委員：

私も、「みんなで考えよう！西東京市の公共施設」はとてもわかりやすく良いと思いました。このパンフレットは、市民まつり以外では、今後、どこで入手できるのでしょうか。

○事務局：

「みんなで考えよう！西東京市の公共施設」は1,000部作成し、市民まつり等で全て配布しました。現在は、電子データとして市ホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。様々なご意見もいただいておりますので、増刷して配布する予定はありませんが、別の形で周知を図っていきたいと考えています。

○渡辺委員：

資料3の見直しの指標ですが、やはり市民ニーズの分析という視点で、利用者アンケートの実施や懇談会は非常に重要だと思います。利用人数だけでなく施設の立地や配置も重要な要素ですので、わかりやすい資料を活用して、市民の皆様に考えていただき、様々な意見をいただくのが良いと思います。

○原田副委員長：

今後、資料3のプロット図の問題に関心が集まるものと思いますが、総合管理計画は基本的にハードの話で、ソフトの面を含めていくと分析の軸が3つ、4つと増えてしまうので、どこかで区切りをつける必要があります。各施設のプロット作業に当たって、まずは、軸をどうするかという議論が必要です。「ニーズがあるなら民間に」、「ニーズが無くても公共が」というご意見もあったように、整理するのは難しいと考えます。結果的に採点すべき対象を考えながら、プロット軸を考えることになるにしても、やはり個別の議論になっていくものと考えます。

○伊藤委員：

「みんなで考えよう！西東京市の公共施設」について、個人的な感想です。中学生にもわかるように作成したとのことですが、基本的には大人向けの資料だと思います。情報提供は重要なことですが、「いこいな」の吹き出しで「～かな？」とか「～だね。」といった子どもに語りかける口調は相応しくないと思います。他の言葉でも中学生にはきちんと伝わりますので、今後の参考としていただければと思います。

○田中委員：

「公共施設」と「インフラ」との言葉の使い分けについて、国の策定した「インフラ長寿命化計画」では、「インフラ」という表現を広義に捉え、「公共施設」も含めた形で使用しています。他方、西東京市においては、総合管理計画では「公共施設等」と表現し、「公共施設」と「インフラ」を区分しています。また、市民の方に配布したパンフレットではわかりやすさに配慮し「インフラ」という言葉は使わず「公共施設」に統一したものと思います。しかし、文書の性格が違えば、同じ対象について、このように異なった形で言葉が使われるのは、必ずしも好ましいこととは思われません。そこで、どういう形で統一されるのが良いかの判断材料を得るために伺うのですが、西東京市の総合管理計画と同様に「公共施設等」と表現し「公共施設」と「インフラ」の使い分けをしている事例があればお示し願います。

もう1点、資料3について、全体的な施設等の検討に当たっては、この方向性で良いと思いますし、安全・安心を重視するというのであれば、劣化状況等について現状把握し、統廃合等を進めることは良いと思いますが、一律にどの施設にも適用するような見直しの基準ではなく、例えば、非常に多くの財源を投入しなければならない施設や市全

体にとって象徴的な施設については、全体的な基準を踏まえたうえで、優先的に検討し、方向性を打ち出していくことも、個別施設の計画を策定する場合には重要だと思います。

○事務局：

本市においては、道路・下水道といったインフラを大きくまとめた計画はなく、これまで「公共施設」というと建物をイメージして「公共施設の適正配置に関する基本方針」等を策定してきました。今回、「公共施設等」という形で、国からの要請もありましたので、これまで使用していた「公共施設」に「インフラ」を加えた形で「公共施設等」という表現をしています。

資料3について、委員の皆様にご意見をいただいたとおり、様々な種類の施設があり、この視点で一律に削減に取り組むことは難しいと思いますので、ご意見を踏まえながら検討していきたいと思います。

○横道委員長：

資料3のハードとソフトの分析は、まず、現状を分析していただき、その結果を踏まえ、特定の施設に限らず、施設全体を見ながら、複合化や転用といった検討をお願いします。

議題2 平成26年度決算の概要について

○横道委員長：

それでは議題2「平成26年度決算の概要について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

(資料4に沿って説明)

○横道委員長：

平成26年度決算の概要について、事務局より説明がありました。
ご意見、ご質問があればお願いします。

○鈴木委員：

第4次行財政改革大綱の新たな指標での評価となりますが、32ページに挙げられた評価指標の考え方や25ページの経常収支比率の視点を変えた見方というのは、全国に誇れるもので西東京市の財政白書の特徴だと思いますので、継続していただければと思います。専門的な視点で言うと、性質別歳入・歳出と目的別歳入・歳出のマトリックス表というのは非常に役に立つ資料なのでありがたいです。1点質問ですが、今回、市税収入が増加したとのことですが、市の努力によって伸びる要因があるのかどうか、地方創生や地方版総合戦略の視点では、施設建設や福祉施策等の手段を講じ、結果として市税で回収するという考え方もありますし、景気という要因もありますので、実感として努力要素がどれだけ含まれているのか、感覚的なものでかまいませんので教えていただければと思います。

○事務局：

資料4の7ページ、8ページで説明させていただきます。目に見える形でお示しできるものは徴収率かと思います。平成26年度の徴収率は96.9パーセントで本市としては過去最高数値となりました。合併時点では26市の中でもかなり低い水準にありましたが、東京都の指導をいただきながら、徴収努力を続けるとともに、インターネット公売やマルチペイメントネットワークの導入にも先駆的に取り組んできました。近年、他団体の徴収努力も並大抵なものではなく、現在は26市中、中位に位置しているものと認識しています。それ以外の部分では、個人市民税について、現在、全国的な取組として特別徴収の推進があります。給与所得者については、給与天引（特別徴収）が義務となっていますが、特に中小の零細企業では、負担が大きく実行されていない実態があります。東京都では平成29年度まで特別徴収の推進に取り組むこととしており、今後、個人市民税の徴収率の向上が期待されます。

○横道委員長：

徴収率の向上は、本来徴収すべきものを徴収するものですが、それ以外に、企業の誘致や人口増、商業施設の集積といった取組についてはどうですか。

○事務局：

市で策定した産業振興マスタープランがありますが、現段階では市内企業の活性化に留まっています。平成31年度からスタートする後期計画では、エッセンスとして企業誘致も視野には入っていますが、かなり大きな施策となるため、市としての意思決定が必要です。現時点では、実現について不透明な部分がありますが、必要性についてはマスタープランにおいても認識しているところです。

○原田副委員長：

この種の白書というのは、お金の出入りが中心で、市の努力や取組が見えてきません。国と違って地方自治体は人と資本をコントロールできず、誘致しても出て行ってしまふことがあります。徴収率に関しても、本来、市税として収入されるべき税金を徴収するため、どのような取組をし、取組を推進するためには徴収率という目標が必要だということを記述するのも一案かと思います。もちろん行財政改革には取り組んでいます。が、今までの自治体は「稼ぐ」という発想が基本的に無かったので、そういったところを強調されたほうが良いと思います。また、徴収率に関してはあきらめるという選択も含まれた数値だと思しますのでこの点に関しても正直に、という思いはあります。

○事務局：

今回、資料として説明した「財政白書」の他に、税部門では「市税白書」を作成しており、より具体的な取組等も記載されていますが、「財政白書」においても工夫できる部分については見直したいと思います。

徴収強化については、公平性の観点からも、徴収すべきものは徴収するとともに、納税者の利便性の向上についても引き続き努力していきます。

○田中委員：

3点意見を述べます。

1点目は、市の財政状況を家計に例える手法についてです。この手法は、財務省の前身である旧大蔵省が厳しい国の財政状況を国民に理解してもらうため導入したものと認

識しています。このような事例は他の自治体でも見られますが、基本的な問題として、財源調達面で様々なコントロールが可能な国の立場と、コントロールが困難な自治体の立場では状況が異なります。昨年も意見を述べましたが、国からの補助金や地方交付税等については財政分析上、依存財源に区分されますが、特に都市部の自治体からすれば、依存しているのではなく、自治体内の市民が国税として国に納めた分が還流してくるといった実態にあるわけで、家計に例えた場合、「実家からの仕送り」といった国に依存して自立性が無いかのような表現ではなく、「還流財源」等、別の表現ができないものか、また、そもそも家計に例えることはいかがなものかと思えます。

2点目は、基礎的財政収支についてです。基礎的財政収支はわが国では、主として財政赤字が深刻化する国において使われ始めたもので、財政健全化に向けた努力を促す指標として、それなりに役には立ちます。しかし、指標の数値が改善した場合であっても、新たに発行した国債には利子が付き、その部分が新たに借金現在高に加わるわけで、借金を増やさないということにはなりません。自治体においても基礎的財政収支を使う場合には工夫が必要で、横浜市の場合、地方債は、公債費全体ではなく、公債費の元金部分と新規の地方債発行額とを均衡させた状態に保てば借金現在高が増えることにはならない、といった考え方にに基づき、独自の「基礎的財政収支」の指標を使用していますので、今後の参考として検討いただきたいと思えます。

3点目は、財政白書においても、今後の財政推計を掲載していただきたいのですが、総合管理計画の基本方針にも関連するため、後ほど「その他」として、意見を述べさせていただきます。

○事務局：

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

財政白書を作成している最大の目的は、市民の皆様にも市の財政状況をご理解いただくことですので、わかりやすく説明するには、家計に例えることが必須だと考えています。表現方法等については、ご意見等も踏まえ、さらに検討、工夫していきたいと思えます。

○伊藤委員：

巻末の用語集で「対義語」や「類義語」が併せて掲載されているので、わかりやすく良いと思えました。基本的な質問ですが、資料4の11ページで合併算定替が段階的に縮減されるとありますが、一般的に縮減された分は歳出も縮減しようということなのか、それとも市税で補うということなのでしょう。もう1点、12ページの震災復興特別交付税について西東京市も交付対象となったのか、また、具体的に被災したことによる交付なのか、教えていただければと思えます。

○事務局：

1点目の合併算定替ですが、普通交付税は自治体における歳入の中の貴重な財源となっています。本市においては、合併算定替の段階的縮減により、毎年、普通交付税の交付額が減っている状況で、市税等の歳入確保とともに、歳出の抑制を図りバランスの取れた財政運営を行う必要があります。2点目の特別交付税ですが、地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、標準的なサービスを提供するための財源不足を補うのが普通交付税で、災害等の特殊事情として交付されるのが特別交付税です。震災復興特別交付税は東日本大震災の際、被災の有無を問わず、国から一定の算出割合により各都道府

県、市町村へ交付されたものです。なお、本市では、実際に被災した田無駅北口のペDESTリアンデッキ等の改修等を行いました。

○横道委員長：

資料4の23ページの経常収支比率について改善が見られませんが、要因についてどのように分析していますか。

○事務局：

公債費が他団体と比較して高いことがあげられます。合併特例債や臨時財政対策債による影響が大きく、平成28年度には若干の上昇が見られますが、平成27年度より減少傾向にあるため、今後の経常収支比率改善に向けた大きなポイントとなります。公債費は減少に転じますが、義務的経費や物件費等の増加傾向が続くと、公債費の減少分を相殺してしまうため、今後の財政運営では留意する必要があると考えています。

○鈴木委員：

文章の表現方法として、経常収支比率が悪化し財政硬直化が進んだ理由として、「市税収入は増加したが、義務的経費の増加が市税収入を上回った」というような書き方にすると、より経営的な視点での財政白書になるのではないかと思います。

○横道委員長：

様々なご意見ありがとうございました。

議題3 その他

○横道委員長：

では、議題3「その他」ですが、財政推計に関連して総合管理計画について、田中委員よりご意見を伺います。

○田中委員：

まず初めに、事務局での資料作成等に時間を要することは理解するところですが、事前に資料に目を通すとなると、会議直前ではなく、1週間前には資料の事前送付をしていただきたいと思います。

今回の資料1の総合管理計画の基本方針については、市の決定を経たうえでの報告ということですが、2点、意見を述べさせていただきます。1点目は細かな点ですが、資料1の1ページの計画策定の趣旨のところ「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26（2014）年4月）により、とある記述については、総務大臣通知である旨も記載したほうが良かったのではないかと思います。2点目については、これまで何度も申し上げてきた18年間という計画期間についてです。社会状況の変化や制度改革、施設の管理コストや建設コストに関しても状況に応じて単価の見直し等があるわけですので、やはり長すぎると感じています。確かに、総務省の指針では、計画期間について「少なくとも10年以上の計画期間とする」という記載はありますが、指針そのものは地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であって、自治体に対する強制力を持つものではないということを念頭に入れておく必要があります。同じく、総務省の指針では、計画に記載すべき事項として「公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等」をあげていま

す。また、2013年11月に関係省庁連絡会議において策定した「インフラ長寿命化基本計画」を見ますと、公共施設の所要経費や財源の見通し等を踏まえて計画期間を設定しています。この言葉を換言すると、こうした経費や財源の見込みや見通しを立てることができないような期間を計画期間として設定すべきではない、ということになると思います。さらに、総務省の指針において、総合管理計画策定に伴う経費についての特別交付税措置、また総合管理計画に基づく公共施設等の除却に地方債の充当を認める特例措置等について言及されており、市が計画期間を18年間とした大きな理由となっておりますが、これらの措置は2017年3月までに総合管理計画を策定すれば得られるものであって、計画期間のあり方を縛るものではないということが、国の計画や指針から判断されます。行政内部では決定済みとのことではありますが、改めて市の最上位計画である総合計画をベースとして総合管理計画を策定・実行すべきではないか、ということ指摘させていただきます。

○横道委員長：

ありがとうございます。

計画期間については、以前よりご意見をいただいております、考え方としては、承知しているところですが、そのうえで、市として基本方針を決定していますので、その点をご理解願います。

○横道委員長：

では、事務局より他にありますか。

○事務局：

次回の開催日程ですが、1月中の開催を予定していますが、日程につきましては、後日調整とさせていただきますので、ご協力よろしく申し上げます。

○横道委員長：

では、以上をもちまして本日の会議は終了します。ありがとうございました。

以上